

ICD-11 V 章の和訳案について

1. 経緯

世界保健機関（以下「WHO」という。）が発効する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の第 11 回改訂版（以下「ICD-11」という。）の V 章については、社会保障審議会 疾病、傷害及び死因分類部会及び疾病、傷害及び死因分類専門委員会に対し、和訳案の提示を含めて審議にあたって必要な知見の提供を行うこととしている。

前述の方針を踏まえ、第 20 回 生活機能分類専門委員会（2020 年 4 月 3 日～5 月 20 日）において、ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistic（以下「MMS」という。）の「2019 年 4 月版」をもとに作成された ICD-11 V 章（MMS 2019 年 4 月版）の和訳案が了承された。

その後、WHO において、MMS は経時的に更新されており、V 章にも変更点があることが判明した。これを受けて、事務局において「2019 年 4 月版」と「2023 年 1 月版」の比較検証を行い、ICD-11 V 章（MMS 2019 年 4 月版）の和訳案をもとに変更点を反映させた、ICD-11 V 章（MMS 2023 年 1 月版）の和訳案を作成した。

今般、既に了承されている和訳案から WHO の更新に伴い変更が生じたため、ICD-11 V 章（MMS 2023 年 1 月版）の和訳案として改めて審議を行うこととしたい。

2. 今回の審議対象となる和訳案

ICD-11 V 章（MMS 2023 年 1 月版）の掲載情報のうち、MMS の Chapter、Block、Category に該当する用語の和訳案（資料 2 - 2 「ICD-11 V 章（MMS 2023 年 1 月版）の和訳案」を参照）

3. 今後の進め方

今回の審議を経て、社会保障審議会 疾病、傷害及び死因分類部会及び疾病、傷害及び死因分類専門委員会に ICD-11 V 章（MMS 2023 年 1 月版）の和訳案を提示する。

また、今後、ICD-11 の分類の表記に用いる用語以外については、WHO における更新情報の確認・検証等の作業と併行して、その結果に応じて、和訳案の作成・整理等を進めていく。

以上